

令和5年度事業計画

1 生活衛生関係営業対策事業

(1) 相談指導事業（事業費：2,537千円）

経営指導員3名（常勤）、補助員兼事務員1名（常勤）及び経営特別相談員（43名）、顧問税理士並びに顧問弁護士により、生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」という。）並びに生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導並びに消費者の苦情等に関する相談業務を実施する。

ア 中央相談指導

生衛業者に対する相談・指導、並びに利用者又は消費者からの苦情処理にあたる。また、顧問税理士による税務相談、顧問弁護士による法律相談を行う。

イ 地区相談指導

県内4カ所（橋本保健所、湯浅保健所、田辺保健所、新宮保健所串本支所管内の市町）に相談室を開設し、経営指導員、経営特別相談員、日本政策金融公庫等関係機関の職員により相談・指導を行う。

ウ 巡回相談指導

経営指導員・経営特別相談員による生衛業者及び組合への個別巡回相談・経営指導を行う。

また、生活衛生営業経営改善資金融資制度の運営を担う経営特別相談員を対象とした研修会を開催するとともに活動の支援を行う。

(2) 情報化整備事業（事業費：348千円）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの情報ネットワークを通じて、生衛業に関する各種情報を収集し、生衛業者に対する経営相談、指導業務等に活用するとともに、指導センターの会計事務等の効率化を図る。

また、これら関連情報を生衛業者、組合に適時に提供するとともに、消費者に有利な情報（Sマーク登録制度等）を提供して、利用者又は消費者の利益擁護を図る。

(3) 健康・福祉対策推進事業（事業費：60千円）

生衛業者を対象に、感染症予防対策（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）の普及啓発を行い、衛生水準の維持向上を図るため、感染症予防に関する研修の実施を指導するとともに、感染症予防啓発チラシを作成し配布する。

(4) 後継者育成支援事業（事業費：1,055 千円）

生衛業者が事業承継を円滑に実施できるように、生衛業に対する職業観等の向上及び就職を促進するため、若年者を対象に職場体験学習を実施し、後継者を育成するための課題の検討を行う。

ア 後継者育成支援協議会の開催

イ 中学生・高校生を対象としたインターンシップの実施

ウ 小学校・中学校への出前授業の実施

(5) 生活衛生関係営業振興事業補助金事業（事業費：1,200 千円）

生衛業の振興を図るため、組合が実施する振興事業に対し補助を行う。また、機関紙「生衛紀州」を発行する。

2 受託事業

(1) 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター委託事業（事業費：2,080 千円）

ア 景気動向調査事業

生衛業界の景気動向等を把握するとともに日本政策金融公庫における今後の業務運営の参考とするため、70店舗を対象に経営指導員が定期的（年4回）に店舗を訪問し聴き取り調査を実施する。

イ 経営状況調査事業

生衛業界の経営状況の把握と今後の諸対策等に活用するため、70店舗を対象に経営指導員が定期的（年4回）に店舗を訪問し聴き取り調査を実施する。

ウ 経営特別相談員研修会

経営特別相談員が、生衛業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化のため、その業務上必要な知識の修得、資質と能力の養成・向上を図るための研修会を開催する。

エ 衛生水準の確保・向上事業

組合の組織基盤の強化や活動の活性化を図るため、「衛生水準の確保・向上事業」を実施する。

オ 生活衛生関係営業支援緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の感染が続くなか、エネルギー、物価の高騰等により経営に大きな影響を受けている生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる専門家の無料相談窓口を開設をする。

専門家は、弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士。

(2) 和歌山県委託事業

融資推薦事務受託事業

日本政策金融公庫の一般貸付に係る融資推薦事務を実施する。

3 標準営業約款事業（事業費：61 千円）

厚生労働大臣が指定する「理容所」「美容所」「クリーニング所」「一般飲食店」の営業店について、組合と連携を密にし、当該生衛業者に対する標準営業約款の登録勧奨及び消費者に対する登録店利用の啓発に努めるとともに、その登録（新規・再登録）業務を行う。

また、「標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間」である11月に、関係機関・団体等と連携して全県的な周知広報活動を推進する。

4 クリーニング師研修等事業（事業費：365 千円）

クリーニング業界における繊維製品の素材の多様化、洗剤・薬品等の使用方法の複雑化及び技術の高度化等に的確に対処するため、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等の法定研修、講習を実施する。

今年度は、第12クール（1クール：3年間）の2年目で、クリーニング師研修は3回（和歌山市で1回、田辺市で1回、通信制で1回）、業務従事者講習は1回通信制で実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として感染リスクの低減を図るために、クリーニング師研修に通信制を導入している。

5 その他

(1) 関係機関との連携

組合、行政及び日本政策金融公庫等の関係機関との連携を密にして、適宜の課題や融資等に関する知識向上を図るため、積極的に意見交換を行う。

(2) (公財) 理容師美容師試験研修センター業務に協力する。